別記様式（第９条関係）　　（第１面）

←…… 12センチメートル ……→

第　　号

立入検査身分証明書

写真

印

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の18第１項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。

年　　月　　日交付

環境大臣　　印

↑…… 8センチメートル ……↓

（第２面）

動物の愛護及び管理に関する法律（抄）

（立入検査）

第39条の18　環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（第３面）

第47条の２　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

三　第39条の18第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。